

# 官報 号外

昭和四十年五月十四日

## ○第四十八回 衆議院会議録 第四十四号

昭和四十年五月十四日(金曜日)

議事日程 第四十二号

昭和四十年五月十四日

午後二時開議

第一 国民年金法等の一部を改正する法律案

(内閣提出)

第二 農地被買收者等に対する給付金の支給に関する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件  
安宅常彦君の故議員加藤精三君に対する追悼演説  
日程第一 国民年金法等の一部を改正する法律案(内閣提出)安宅常彦君の故議員加藤精三君に対する追悼演説  
日程第二 農地被買收者等に対する給付金の支給に関する法律案(内閣提出)○議長(船田中君) この際、弔意を表するため、安宅常彦君から発言を求められております。これを許します。安宅常彦君。  
〔安宅常彦君登壇〕

○安宅常彦君 ただいま議長から御報告がありましたとおり、本院議員加藤精三先生は、去る五月三日山形県鶴岡市の自宅においてにわかに逝去されました。まことに痛惜の念にたえません。

私は、ここに、諸君のお許しを得て、議員一同

を代表し、つつしんで追悼のことばを申し上げます。(拍手)

加藤先生は、明治三十三年十一月山形県鶴岡市のお家に生まれました。長じて庄内中学から第一高等学校を経て、大正十三年に東京帝国大学法学部を卒業し、内務省に入られました。茨城等各県の課長、文部省の課長、島根、鹿児島、青森各県の部長をつとめた後、昭和十九年に応召して中支に渡り、復員されたのは昭和二十一年であります。

復員後間もなく同年五月に鶴岡市長に就任し、二十二年、二十六年、両度の市長選挙に当選し、六年余にわたって郷土の発展に尽くされました。烈々たる郷土愛に燃える先生は、よいと思つたことは直ちに実行に移し、万難を排して実現させるという決然たる態度と旺盛な行動力をもつて、戦後の困難な時代にあって市政の刷新に多大の貢献をいたされ、住民の生活に大きな希望を与えたのでありました。(拍手)

市長在職中の手腕は郷党の高く評価するところとなり、推されて昭和二十七年十月の第二十五回衆議院議員総選挙に出馬し、みごと最高点をもつて当選の栄をになわれたのであります。自來、当選すること前後五回、在職九年八ヶ月に及んでおりました。

本院に議席を得るや、国政上、地方自治体の繁栄をもたらすことが重要であるという点に着目し、地方に山積する諸問題を解決することこそ自分が与えられた使命であるとの信念に立ち、終始一貫、地方自治の向上、地方財政の確立に尽くされましたのであります。本院地方行政委員会の委員、理事として、あるいは党の政務調査会地方行政部会の責任者として、あるいは内閣の地方制度調査会委員として、たゆみない活動を続けられました。

した。

石橋内閣、第一次岸内閣において自治政務次官

にあげられましたのは、先生にとつてまことにふさわしい役柄であります。多年、官界にあって全国各地の実情に親しく接し、また、市長となつて苦難と激動の途次にある地方行政に直接携わった先生の豊富な経験とすぐれた識見は、地方行政、地方財政関係法の立案審議に光彩を放ち、

具体的な事実をよりどころとしたきめこまかに政策の展開は、独特の重みをもつて眞実の究明を訴えるものがありました。

また、先生は、かねてから地方文化の向上、社会教育の振興に深い関心を寄せ、公民館の重要性に思いをいたし、その普及に力を用いておられましたが、同憂の士とはかり、これを国の施策として取り上げ、社会教育法の改正による国の援助の法文化、財政措置の強化に寄与し、山形県公民館連絡協議会会長、全国公民館連絡協議会副会長として重きをなしておられました。

さらに、先生の本院における活躍は、文教、社会労働、大蔵、農林水産等広く各般の分野にわたりっております。特に、本年一月には選ばれて法務委員長の重責を負い、司法、検察行政の適正な運営、人権擁護の徹底に力を傾けておられました。先生の謹厳にしてしかも温厚な人柄のゆえに、委員会は真剣な気魄のうちに、よきチームワークが保たれていたのであります。与野党委員は、ひとしく先生を敬慕してやまなかつたのであります。(拍手)

党にあつては、政策通として、文教問題、酪農問題、国民年金問題、労働問題等々にすぐれた見識を示されました。また、総務、全国組織委員会副委員長、組織総局長の要職をも歴任されたのであります。





でなくなつているとき。

三 現に母又は父と生計を同じくしていると

き。

2 前項の場合において、同項の子以外の子で、

昭和四十年八月一日において当該父又は母の死

亡について遺児年金の受給権を有するものがあ

るときは、同年九月から、その子の遺児年金の

額を国民年金法第四十四条第一項に規定する額

に改定する。

3 第一項の遺児年金については、同項の子は、

当該父又は母の死亡につき昭和四十年八月一日

前に国民年金法第五十二条の二の規定による死

亡一時金の請求をした場合においても、なお同

法第五十二条の五の規定により遺児年金を選択

することができる。

4 前項の場合において、その子が遺児年金を請求したときは、その子に対してすでに支払われた当該死亡一時金は、遺児年金の内払とみなす。遺児年金を請求した後にその子に対して死亡一時金が支払われた場合におけるその死亡一時金についても、同様とする。

(障害福祉年金等の額の改定)

第六条 昭和四十年九月一日前に障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金又は老齢福祉年金の受給権を有する者については、同月から、その額をこの法律による改正後の国民年金法第五十八条、第六十二条(同法第六十四条の四において準用する場合を含む。)又は第七十九条の二第三項の規定を適用して計算して得た額に、それぞれ改定する。

2 昭和四十年八月一日において、母子福祉年金又は準母子福祉年金の受給権を有する妻又は祖

母若しくは姉が、国民年金法第六十一条第一項に規定する要件に該当する子又は同法第六十四条の三第二項に規定する要件に該当する孫若しくは弟姉であつて、この法律による改正後の同法別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態(この法律による改正前の同法別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態を除く。以下同じ。)にあるもの(その母子福祉年金又は準母子福祉年金の支給の要件となり、又はその額の加算の対象となつてゐる者を除く。)と生計を同じくするときは、同年九月から、その子又は孫若しくは弟姉の数に応じて、その母子福祉年金又は準母子福祉年金の額を改定する。

(年金額に関する経過措置)

第七条 昭和四十年八月以前の月分の母子年金、準母子年金、遺児年金、障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金の額については、なお従前の例による。

(障害福祉年金の支給要件に関する経過措置)

第八条 明治二十八年八月三日から昭和二十年八月一日までの間に生まれた者(昭和四十年八月一日において二十歳をこえ七十歳未満である者)が、廢疾認定日が昭和四十年八月一日前である傷病(初診日において国民年金法第七条第二項第一号から第四号までにいずれかに該当した者)のその傷病を除く。)により、同日において

一 被保険者であつた者については、初診日の前日において国民年金法第五十六条第一項第2号に該当しなかつたこと。

二 被保険者でなかつた者については、初診日の前日において国民年金法第七十九条の二第二項に規定する老齢福祉年金の支給要件に該当したこと。

二 被保険者であつた者については、初診日

の前日において国民年金法第五十六条第一項第

二号に該当しなかつたこと。

疾の状態にある者であつて、これらの傷病による廃疾を併合してのみこの法律による改正後の同法別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態にあるものについては、この限りでない。

2 前項の規定は、初診日が昭和三十六年四月一日(同日において二十歳未満であった者にあつては、二十歳に達した日)前である傷病による廃疾と初診日が同日以後である傷病による廃疾(初診日が同日以後である傷病による廃疾)とを併合して同項に規定する廃疾の状態にある者については、初診日が同日以後である傷病に係る廃疾が厚生大臣の定める程度以上のものであり、かつ、その傷病の初診日において次の各号の要件に該当したものである限り、適用する。ただし、明治四十四年四月一日以前に生まれた者(昭和三十六年四月一日において五十歳をこえた者)については、この限りでない。

生られた者(昭和三十六年四月一日において五十歳をこえた者)については、この限りでない。

(母子年金及び準母子年金の支給要件に関する経過措置)

第九条 夫の死亡の当時夫によつて生計を維持した妻(附則第六条第二項に規定する妻を除く。)であつて、昭和二十年八月一日以前に生まれたもの(昭和四十年八月一日において二十歳をこえる者)が、昭和四十年八月一日において国民年金法第六十四条の三第二項に規定する準母子状態(同項に規定する孫又は弟妹は、この法律による改正後の同法別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態にあり、かつ、義務教育終了後である者に限る。)にあるときは、同条第一項本文の規定にかかわらず、その者に同条の準母子福祉年金を支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 女子が、現に婚姻をしているとき。

二 女子が、現に直系血族及び直系姻族以外の者の養子となつてゐるとき(その死亡者の死

の状態にあり、かつ、義務教育終了後で二十歳未満であるもの(夫の死亡の当時夫によつて生計を維持した者に限る。)と生計を同じくするときは、同法第六十一条第一項本文の規定にかかるわらず、その者に同条の母子福祉年金を支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 妻が、現に婚姻をしているとき。

二 妻が、現に直系血族及び直系姻族以外の者



昭和四十年五月十四日 衆議院会議録第四十四号 国民年金法等の一部を改正する法律案 農地被買収者等に対する給付金の支給に関する法律案

### 一 イの額からロの額を控除した額

イ この法律による国民年金法及び手当法の改正がないものとした場合において、昭和四十年九月分として支払われることとなる当該母子年金等の額と同月分として支払われることとなる当該手当の額との合算額

ロ 昭和四十年九月分として支払われることとなる当該母子年金等の額と重度精神薄弱児(当該重度精神薄弱児を除く。)の数に応じて、この法律による改正後の手当法の規定により計算して得た同月分の手当の額とを合算した額

### 二 重度精神薄弱児(当該重度精神薄弱児を除く。)の数に応じて、この法律による改正後の手当法の規定により計算して得た昭和四十年九月分の手当の額

前項第一号に規定する額の計算の基礎となる者が減少したときは、その減少した日の属する月の翌月から、同項の規定による手当の額を、昭和四十年八月三十日においてその減少がつたものとみなして同項の規定の例により計算した額に改定する。

### 4 第二項第一号に規定する額の計算の基礎となる者が減少した場合において、昭和四十年八月三十日においてその減少があつたものとみなして同項第一号イの例により計算した額が同号ロの例により計算した額に等しいか、又は満たなくなつたときは、その減少した日の属する月の翌月以降の月分の手当については、第一項の規定を適用しない。

第二項の規定による額の手当の支給を受ける者について、手当の額の計算の基礎となる重度精神薄弱児が生じたときは、その生じた日の属

する月の翌月から、その手当の額を、その重度精神薄弱児を同項第二号に規定する額の計算の基礎に加えて同項の規定の例により計算した額に改定する。

### 6 前項に規定する重度精神薄弱児が手当の額の計算の基礎とならなくなつたときは、その計算の基礎とならなくなつた日の属する月の翌月から、前項の規定による手当の額を、その重度精神薄弱児を第二項第二号に規定する額の計算の基礎に入れないで同項の規定の例により計算した額に改定する。

(国民年金法及び児童扶養手当法の一部を改正する法律の一部改正)

### 第十六条 国民年金法及び児童扶養手当法の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第八十七号)の一部を次のように改定する。

附則第八条第三項中「第六十四条」を「第六十

四条の三」に改める。

附則第九条第五項及び附則第十条第四項を削る。

第三項第一号イの例により計算した額が同号ロの例により計算した額に等しいか、又は満た

なれば、国民年金法、児童扶養手当法及び重度精神薄弱児扶養手当法の内容の充実をはかりますため、年金額及び手当額の引き上げ等を行なう

とするものであります。

改正要旨は、

第一に、老齢福祉年金額を月額千百円から一千三百円に、障害福祉年金額を月額千八百円から二千四円に、母子福祉年金額を月額千八百円から二千三百円から千五百円に、それぞれ引き上げることであります。

第二に、支給制限の緩和を国民年金法の改正の場合と同様の改正を行なう 것입니다。

なお、児童扶養手当法の場合は、手当の対象となる児童の障害の範囲に精神薄弱を加えること

あります。

本案は、三月十一日本委員会に付託となり、五月十三日の委員会において、「質疑を終了し、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し、附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

第二に、障害年金及び障害福祉年金の対象となる障害の範囲を精神薄弱にまで拡大するとともに、母子年金及び母子福祉年金について、障害のため所定の年齢をこえてもなお対象とされる場合の障害の範囲を精神薄弱にまで拡大することになります。

第三に、福祉年金受給権者の所得による支給制限額を二十万円から二十二万円に引き上げますとともに、受給権者の扶養義務者の所得による支給制限額を扶養親族が五人の標準世帯では六十五万円を七十一万六千円に緩和することであります。

また、公務扶助料等の戦争公務に基づく公的年金と福祉年金との併給限度額を八万円から十万二千五百円に引き上げること等であります。

次に、児童扶養手当法及び重度精神薄弱児扶養

〔報告書は本号末尾に掲載〕

【小宮山重四郎君登壇】

○小宮山重四郎君 大だいま議題となりました国民年金法等の一部を改正する法律案について、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、国民年金法、児童扶養手当法及び重度精神薄弱児扶養手当法の内容の充実をはかりますため、年金額及び手当額の引き上げ等を行なう

とするものであります。国民年金法のおもなる改正要旨は、

第一に、老齢福祉年金額を月額千百円から一千三百円に、障害福祉年金額を月額千八百円から二千四円に、母子福祉年金額を月額千八百円から二千三百円から千五百円に、それぞれ引き上げることであります。

第二に、支給制限の緩和を国民年金法の改正の場合と同様の改正を行なう 것입니다。

なお、児童扶養手当法の場合は、手当の対象となる児童の障害の範囲に精神薄弱を加えること

あります。

本案は、三月十一日本委員会に付託となり、五月十三日の委員会において、「質疑を終了し、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し、附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

第二に、障害年金及び障害福祉年金の対象となる障害の範囲を精神薄弱にまで拡大するとともに、母子年金及び母子福祉年金について、障害のため所定の年齢をこえてもなお対象とされる場合の障害の範囲を精神薄弱にまで拡大することになります。

第三に、福祉年金受給権者の所得による支給制限額を二十万円から二十二万円に引き上げますとともに、受給権者の扶養義務者の所得による支給制限額を扶養親族が五人の標準世帯では六十五万円を七十一万六千円に緩和することであります。

また、公務扶助料等の戦争公務に基づく公的年金と福祉年金との併給限度額を八万円から十万二千五百円に引き上げること等であります。

次に、児童扶養手当法及び重度精神薄弱児扶養

第一に、児童扶養手当額を児童一人の場合は千円から千二百円に、二人の場合は千七百円から千九百円に引き上げますとともに、重度精神薄弱児扶養手当額を重度精神薄弱児一人につき月額千円から千二百円に引き上げることであります。

第二に、支給制限の緩和を国民年金法の改正の場合と同様の改正を行なう 것입니다。

なお、児童扶養手当法の場合は、手当の対象となる児童の障害の範囲に精神薄弱を加えること

あります。

本案は、三月十一日本委員会に付託となり、五月十三日の委員会において、「質疑を終了し、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し、附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

第二に、障害年金及び障害福祉年金の対象となる障害の範囲を精神薄弱にまで拡大するとともに、母子年金及び母子福祉年金について、障害のため所定の年齢をこえてもなお対象とされる場合の障害の範囲を精神薄弱にまで拡大することになります。

第三に、福祉年金受給権者の所得による支給制限額を二十万円から二十二万円に引き上げますとともに、受給権者の扶養義務者の所得による支給制限額を扶養親族が五人の標準世帯では六十五万円を七十一万六千円に緩和することであります。

また、公務扶助料等の戦争公務に基づく公的年金と福祉年金との併給限度額を八万円から十万二千五百円に引き上げること等であります。

次に、児童扶養手当法及び重度精神薄弱児扶養

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(船田中君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

本件は、農地被買収者等に対する給付金の支給に関する法律案(内閣提出)

○議長(船田中君) 日程第二、農地被買収者等に対する給付金の支給に関する法律案を議題といたします。

本件は、農地被買収者等に対する給付金の支給に関する法律案(内閣提出)

農地被買収者等に対する給付金の支給に関する法律案

右

国会に提出する。

昭和四十年二月十六日

内閣総理大臣 佐藤 栄作

農地被買収者等に対する給付金の支給に関する法律

(この法律の趣旨)

第一条 この法律は、農地被買収者及びその遺族等に対する給付金の支給に関し必要な事項を規定するものとする。

(定義)

第二条 この法律において「農地被買収者」とは、

旧自作農創設特別措置法(昭和二十一年法律第四十三号)以下「措置法」という。第三条第一項若しくは第五項又は農地法施行法(昭和二十七年法律第二百三十号)第二条第一項第一号の規定により農地を買収された者で、その被買収農地の面積が一畝以上のものをいう。

2 この法律において「被買収農地の面積」とは、

第一号に掲げる面積から第二号に掲げる面積を控除して得た面積をいう。

一 措置法第三条第一項若しくは第五項又は農地法施行法第二条第一項第一号の規定により農地を買収された者(昭和四十年三月三十一日以前に農地を除く。)に係る次の面積(措置法第十条の面積をいう。以下同じ。)の合計面積

イ 田の面積

ロ 畑の面積

3 畦の面積

4 前項の請求は、総理府令で定めるところによ

り、昭和四十二年三月三十一日までに、内閣総理大臣の面積(北海道の区域内にある田につ

いては、その面積に政令で定める割合を乗じて得た面積。次号において同じ。)

口 畑の面積(北海道の区域内にある畑については、その面積に政令で定める割合を乗じて得た面積。次号において同じ。)の百分の六十に相当する面積。

二 措置法第十六条第一項又は第二十八条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定により売り渡された農地(昭和二十五年七月三十一日以後に売り渡された農地については、その対価が旧自作農創設特別措置法施行規則(昭和二十一年農林省、大蔵省令第一号)第七条の二の二第一号又は第二号に定める額を基準として定められたものに限る。)に係る次の面積の合計面積

イ 田の面積

ロ 畑の面積の百分の六十に相当する面積

3 畑の面積

4 前項の請求は、総理府令で定めるところによ

り、昭和四十年四月一日において同一の面積

5 前項の期間内に給付金の支給を請求しなかつた者には、給付金は、支給しない。

(給付金の支給を受けるべき遺族の範囲)

理大臣に対して行なわなければならない。

5 前項の期間内に給付金の支給を請求しなかつた者には、給付金は、支給しない。

4 給付金の支給を受けるべき遺族の範囲は、次に掲げるものとする。

一 死亡した者の死亡の当時における配偶者(婚姻の届出をしていなかつたが、事實上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。)

二 子、孫及び父母

3 給付金の支給を受けるべき遺族の順位等

2 死亡した者の死亡の当時胎児であつた子が、昭和四十年四月一日以後に出生し、かつ、出生によって日本の国籍を取得したときは、その子は、同日において出生し、かつ、日本の国籍を有していたものとみなす。

1 被買収農地の面積の支給

2 死亡した者の死亡の当時胎児であつた子が、昭和四十年四月一日以後に出生し、かつ、出生によって日本の国籍を取得したときは、その子は、同日において出生し、かつ、日本の国籍を有していたものとみなす。

区	分	割合
一町以下の面積		百分の百
一町をこえ二町以下の面積		百分の五十
二町をこえ三町以下の面積		百分の三十
三町をこえる面積		百分の十

2 第三条第一項第一号に掲げる者でその被買収農地の面積が一反に満たないものに支給する給付金の額は、一万円とする。
3 第三条第一項第二号に掲げる者に支給する給付金の額は、その者に係る死亡し又は解散した農地被買収者につき前二項の規定の例によつて算定した金額と同額とする。

2 給付金の支給を受けるべき同順位の遺族が二人以上あるときは、その一人のした給付金の支給の請求は、全員のためにその全額につきした
3 前項の規定により交付するため、政府は、必要な金額を限度として国債を発行することがで

2 前項の規定により交付するため、政府は、必要な金額を限度として国債を発行することがで
3 前項の規定により発行する国債は、無利子と

する。

4 第二項の規定により発行する国債について  
は、政令で定める他の処分をすることができない。  
権の設定その他の処分をすることができない。

5 第一項に規定する場合を除くほか、譲渡、担保  
合において、同順位の相続人が一人以上あると  
きは、その一人のした当該死亡した者の死亡前  
に支払うべきであつた当該国債の償還金の請求  
又は当該国債の記名変更の請求は、全員のため  
にその全額につきしたものとみなし、その一人  
に対しても当該国債の償還金の支払又は当該  
国債の記名変更は、全員に対してしたものとみ  
なす。

6 前各項に定めるもののほか、第二項の規定に  
より発行する国債に関する必要な事項は、大蔵省  
(支給未済の給付金の支給の特例)

第八条 紙付金の支給を受ける権利を有する者が  
死亡し又は解散した場合において、その者がそ  
の死亡前又は解散前に給付金の支給を請求して  
いなかつたときは、その者の一般承継人は、自  
己の名で、当該給付金の支給を請求することができる。

2 第五条第二項の規定は、前項の規定による請  
求に基づいて給付金の支給を受けるべき同順位  
の相続人が二人以上ある場合について準用す  
る。

(譲渡又は担保の禁止)

第九条 紙付金の支給を受ける権利は、譲渡し、  
又は担保に供することができない。

第十一条 紙付金の支給を受ける権利及び第七条第  
一項に規定する国債は、差し押えることができ  
き。

ない。ただし、国税滞納処分(その例による処  
分を含む)による場合は、この限りでない。

(非課税)

第十一條 紙付金には、所得税を課さない。  
2 紙付金に関する書類及び第七条第一項に規定  
する国債の譲渡又は当該国債を担保とする金銭  
の貸借に関する書類には、印紙税を課さない。

(国債の償還金の支払)

第十二条 第七条第一項に規定する国債の償還金  
の支払に關する事務は、郵政大臣が取り扱うこと  
ができる。

2 前項の規定により郵政大臣が取り扱う事務に  
ついて必要な事項は、郵政大臣で定める。

(給付金の返還)

第十三条 不実の申請その他不正の手段により國  
債の交付を受け、その償還金を受領した者があ  
るときは、内閣総理大臣は、その者に対して、  
償還金の全部又は一部に相当する金額の返還を  
命ずることができる。

2 前項の規定により返還を命ぜられた金額を納  
付しない者があるときは、内閣総理大臣は、期  
限を指定してこれを督促しなければならない。

3 前項の規定による督促を受けた者がその指定  
期限までに第一項の規定により返還を命ぜられ  
た金額を納付しないときは、内閣総理大臣は、  
国税滞納処分の例によりこれは処分することが  
できる。

この法律は、昭和四十年四月一日から施行す  
ることができる。

(總理府令への委任)

第十五条 この法律に特別の規定がある場合を除  
くほか、この法律の実施のための手続その他そ  
の執行について必要な細則は、總理府令で定め  
る。

本案の要旨は、戦後の農地改革によって農地を  
一畝以上賣取された者及びその遺族等に対して、賣  
取された農地の面積をもとにして、十年以内に償  
還する無利子の国債をもつて給付金を支給しよう  
とするものであります。

本案は、三月四日本委員会に付託され、三月二  
十三日の本会議において趣旨説明及び質疑が行な  
われたのであります。本委員会においては、四  
月十四日政府より提案理由の説明を聴取し、四月  
十六日より質疑に入り、自來、委員会を開くこと  
六回、この間、参考人から意見を聞き、また、大  
蔵委員会及び農林水産委員会と連合審査を行な  
うなど、審議を重ねてきたのでありますが、その詳  
細は会議録によつて御承知をお願いいたします。

かくて、五月十三日、質疑を打ち切りましたと  
ころ、昭和四十年四月一日としている施行期日を  
公布の日に改め、本年四月一日から適用する旨の  
修正案が提出され、採決の結果、多数をもつて修  
正案のとおり修正議決すべきものと決定いたしま  
した。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○謹長(船田中君) 委員長の報告を求めます。内  
閣委員長河本敏夫君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

4 前項の規定による徵収金の先取特權の順位  
は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(権限の委任)

第十四条 この法律により内閣総理大臣に属する  
権限は、政令で定めるところにより、都道府県  
知事その他政令で定める者にその一部を委任す

○河本敏夫君 ただいま議題となりました農地被  
買取者等に対する給付金の支給に関する法律案に  
つきまして、内閣委員会における審査の経過並び  
に結果を御報告申し上げます。

本案の要旨は、戦後の農地改革によって農地を  
一畝以上賣取された者及びその遺族等に対して、賣  
取された農地の面積をもとにして、十年以内に償  
還する無利子の国債をもつて給付金を支給しよう  
とするものであります。

本案は、三月四日本委員会に付託され、三月二  
十三日の本会議において趣旨説明及び質疑が行な  
われたのであります。本委員会においては、四  
月十四日政府より提案理由の説明を聴取し、四月  
十六日より質疑に入り、自來、委員会を開くこと  
六回、この間、参考人から意見を聞き、また、大  
蔵委員会及び農林水産委員会と連合審査を行な  
うなど、審議を重ねてきたのでありますが、その詳  
細は会議録によつて御承知をお願いいたします。

かくて、五月十三日、質疑を打ち切りましたと  
ころ、昭和四十年四月一日としている施行期日を  
公布の日に改め、本年四月一日から適用する旨の  
修正案が提出され、採決の結果、多数をもつて修  
正案のとおり修正議決すべきものと決定いたしま  
した。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○謹長(船田中君) 委員長の報告を求めます。内  
閣委員長河本敏夫君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

4 前項の規定による徵収金の先取特權の順位  
は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(権限の委任)

第十四条 この法律により内閣総理大臣に属する  
権限は、政令で定めるところにより、都道府県  
知事その他政令で定める者にその一部を委任す

る。

農地被買取者等に対する給付金の支給に関する  
法律案に對する修正案(委員会修正)

農地被買取者等に対する給付金の支給に関する  
法律案の一部を次のように修正する。

附則第一項を次のように改める。

〔施行期日〕

〔参照〕

農地被買取者等に対する給付金の支給に関する  
法律案に對する修正案(委員会修正)

農地被買取者等に対する給付金の支給に関する  
法律案の一部を次のように修正する。

附則第一項を次のように改める。

〔施行期日〕

〔河本敏夫君登壇〕

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和四十一年四月一日から適用する。

○議長(船田中君) 討論の通告があります。順次  
これを許します。稻村隆一君。

○稻村隆一君 私は、日本社会党を代表して、ただいま議題となりました農地被買収者等に対する給付金の支給に関する法律案に対し、反対の討論を行なわんとするものであります。(拍手)

内広議員の質問に答へ、「旧地主は終戦後日本の民主化に大きな貢献をしたがゆえに、この法案によって報償するのである」と言っておられるのですが、事実は全く反対であつて、旧地主は農地改革に対し終始一貫抵抗を試み、強制力によってやむなく農地を解放せざるを得なかつたのであります。

そゝもそゝも、地主なる封建的遺物は、経済の発展の法則に従つて、何らかのチャンスに必然に死滅すべき運命にあつたのであります。地主は、近代的農業資本家にあらず、彼らは前時代的な搾取関係

係において小作料を収奪する以外、企業家としての責任を果たさず、農業經營費はすべて小作人にまかせていたのであります。たまたま農機具、肥料代を支出しても、それは高利により小作人に貸し付けるものであるから、資本家として經營費を負担しているのではない、だからアダム・スミス学説の最も忠実な繼承者であるブルジョア経済学者のリカルドは、「地主なるものの存在は、生産力の發展を阻害し、富の増進を妨害するものであるから、撲滅しなければならない」とまで強調していいたのであります。(拍手)

ヨーロッパ先進国において封建的地主制度は、

宗教改革とフランス革命とイギリスの産業革命後、スペイン、ドイツを除いてはほとんど消滅し、多くの地主は近代的農業資本家に転化したのであります。

わが国の小作制度も、日本が近代的資本主義国家として成長する過程において、上からの改革

その結果、全収穫の六割近くの小作料は、聘前すでに二割以下に引き下げられていたのであります。もっと具体的に述べますならば、いまから五十年前の大正元年の統計によれば、全国平均小作料は、上田、下田合わせて最低五一・一%、最高

五八・二%であった。そのため、東北地方、新潟県のごとき大地主制の地帯においては、小作人は軒並みに娘を売つて小作料を払つてゐた。彼らは

。不作人は法律的には農奴ではないか、實際的には農奴のとき悲惨な生活をしていたのであります。

かくのことき小作人の生活の窮乏は、全国至るところに小作争議を激发せしめ、たとえば、大地主制のもとにあつた新潟県木崎村の小作争議のこときは、数年間こわたり小作争議が起き、正べ五

解放闘争が展開されたのであります。当時、小作調停法が成立し、国及び県は争議調停に狂奔したけれども、小作争議は一向下火にならなかつた。

自作農創設法が施行されたが、小作料が下がり、土地の価格が暴落した条件のもとにおいて、たのであります。

地主の土地を賣う者は少なかつたのであります。農民運動は戦争のために彈圧され、解体を強制されたけれども、一たん下がつた小作料は決してめっき、地主による小作料の引き上げを不可能にしたのであります。したがつて、昭和二十年、終戰二十年後的小作料は、地主米価は百五十キロ当たり五十五円の据え置きであつた、生産者米価は同じ百五十キロ当たり三百円であつたが、小作料は地主米価によるとされていましたから、かりに反収三百キロで五割が小作料であつても、小作料は六百円のうち五十五円、一割以下の小作料を払うだけでよかつたのであります。

かくのごとく、農地改革以前、すでに地主の優位は失われていたのであって、当時の解放価格は不當に安いものではなかつたのであります。いま報償と称して再補償すべき理論的並びに実際的根拠は全くないのであります。(拍手)

しかも、昭和二十八年十二月二十三日の最高裁判の判決は、正当な補償が行なわれたとして、地主側の違憲訴訟は敗訴になつてゐるのであります。

右の判決以来、歴代内閣は、最高裁の判決に従つて、再補償しないと再三再四明言しているにもかかわらず、報償と称して千五百億円にのぼる血税を給付することは、自民党の選舉運動以外の何ものでもなく、党利党略もはなはだしい。われわれは断じて許すことができないと思うのであります。(拍手)

旧地主のみならず、あらゆる時代の犠牲者は、社会保障によつて公正に救濟されるべきものであります。報償として旧地主の再補償を特別実施するのであるならば、戦災によつて多額の資産を失つ

た多くの人々は、全額補償されなければなりません。また、一兆一千億円にのぼる在外資産を失った人々は、まつ先に補償されるべきであります。徽

頭微尾日本の民主化に反抗した旧地主に対し、民主主義発展に功績ありと強弁し、報償なる名のもとに、農林省で取り扱うべき法案を総理府扱いとして内閣委員会に提案したるがときは、不条理きわまるやり方であり、しかも、内閣委員会において十分なる審議もなし、一旦採決するが、こときは

は、言語道断であるといわなければなりません。

農地改革は、世界のすべての国における重大なる政治的、経済的な問題であります。わが国においては大化革新の土地改革以来の重大事件で、その政治的影響はきわめて甚大なるものがあるのです。

私は、かつて一九五六年、インド旅行の帰途、南ベトナムに立ち寄ったことがあります。そのとき、ゴ・ジンジエム大統領の農業顧問として農地改革の仕事に携わっていたラデジンスキーなるアメリカ人に会いました。彼はマッカーサー司令部

にあって、日本の農地改革を推進した人物であります。彼の語るところによれば、彼は帝政時代のロシアの大地主の子供であった。「一九一七年の革命のとき、両親に連れられてアメリカに亡命し、少年時代の衝撃から、地主制度、特にアジア及び日本の農地問題に興味を持つて研究した。アメリカ農務省の官吏になり、戦後マッカーサー司令部の一員として来日し、農業問題の仕事に従事したのであります。彼は、日本の社会主義化と共産主義

義化を阻止するために、先手を打つて日本の農地改革を断行し、共産主義の侵入を防ぐべきであるとマッカーサー元帥に進言して、そのいるところとなつたと言つております。当時は解原内閣であり、農林大臣は松村謙三氏、農務局長は和田博雄氏であります。彼は、和田農政局長と協力して農地改革の大事業に着手することができたといふ話をしておりました。しかしながら、マッカーサー旋風は、純粹な自由主義者である彼を赤として農務省より追放したのであります。彼はある高官に拾われて、南ベトナムにおける農地改革の仕事を担当することになった。しかしながら、地主の圧力によって彼の南ベトナムにおける農地改革は失敗し、アジアにおいて共産党が農地改革を徹底的に遂行しておるとき、南ベトナムの現状は、彼の予言どおりベトコンに支配されるに至つたのであります。（拍手）

武器として戦つたが、最後の段階たる帝国主義時代に入った今日、彼らがかつて敵として戦つた封建君主と同様に、反動的、独裁的となり、自由主義とデモクラシーを投げ捨てたのであります。すなわち、独占資本は、非近代的な大土地所有制度に反抗して戦いつつある農民の民主主義的要求を共産主義として、至るところにおいて弾圧しつつあるのであります。

日本の資本主義並びに保守勢力も、農地改革によつてきわめて利益を得たにもかかわらず、これを正當に評価するあたわず、農地解放をもつて憲法違反なりとして抗争する旧地主勢力と結合し、その復活をはかるがことは、歴史を逆流せしめんとする行動であります。(拍手) 実に農地報償法案こそは、日本の反動化、独裁化、憲法改悪と再軍備と戦争に通ずる最も危険なる方向への示唆であります。

保守党の心ある方々は、真にリベラリズムとデモクラシーを守らんとするならば、かかる反動的な農地報償法案に対し、大局的立場においてわれわれとともに断固反対されんことを切望して、私の討論を終わる次第であります。(拍手)

○議長(船田中君) 八田貞義君。

〔八田貞義君登壇〕

○八田貞義君 私は、自由民主党を代表いたしまして、ただいま議題となりました農地報償収者等に対する給付金の支給に関する法律案につきまして、賛成の討論を行ないます。(拍手)

本法律案は、農地改革により農地を買収された者に対し給付金を支給しようとするものであります。が、農地改革が農村、農業はもとより、わが国全体の経済の発展、民主化に大きな役割りを果しましたことは、いまさら申し上げるまでもござ

いません。もちろん、今日の経済発展、民主化は、全国民のたゆまぬ努力によるものではあります、かりにこの農地改革が、あのような奉仕的な形で、しかも円滑に実施できなかつたといふ事態を想定いたしてみますならば、諸外国の例に徴しましても、それによる社会、経済の混乱は相当なものであつたろうということは、容易に想像されるところであります。（拍手）

このような農地改革が、協力的かつ円滑に行なわれましたことは、いろいろな事情、経緯があつたにいたしましても、これに対する旧地主の方々の協力に負うところまさに大なるものがあり、また一方、先祖代々の農地といへ、所有者にとつては精神的にも財産的にも欠くことのできないものを強制的に買収されたということは、それが法律に基づき、正当な対価を支払つて行なわれたものでありましても、旧地主の方々にははかり知れない心理的衝撃、経済的な影響を与えたであろうことは、何人も否定できないのであります。（拍手）

しかも、その後の経済発展等に伴います土地価格の騰貴、創設農地の転用、転売、生活状況の大きな変化等によりまして、もしこの土地を所持し、保有しておつたならばという、暗く、しかもやり場のない心理的影響は、このことにより一そろ強められ、拍車をかけられたであろうことは、あらためてここに申し上げるまでもないと存じます。

このようなことから、旧地主問題は、社会的問題として一種の社会的緊張をさえかもし出しまして、長い間の議論となつてきました次第であります。

国政に携わる者いたしまして、このような問題は、決して適當ではなく、愛情のある政治姿勢であると申すことはできません。（拍手）この際、

この問題につき最終的解決をはかることは、政治家の責務として当然のことであり、社会的にも政治的にも正しいことであると申すべきであります。かくすることによって、無血革命ともいえよう。かくすることによって、無血革命ともいえよう。かくすることによって、無血革命ともいえよう。

以上をもぢまして、本法案の成立に心からなる賛意を表しまして、賛成討論を終わります(拍手)

○議長(船田中君) 稲富稟人君。

〔稻富稟人君登壇〕

○稻富稟人君 私は、民主社会党を代表いたしまして、ただいま議題となりました農地被買收者等に対する給付金の支給に関する法律案、いわゆる農地報償法案に対し、反対の意見を表明せんとするものでございます。(拍手)

わが党が本法案に反対する第一の理由は、この農地報償法案は、歴代自民党政権が実施してまいりました農業政策の失敗にさらに恥の上塗りをするものであり、実に与党自民党的党利党略の法案であるという点であります。

すなわち、戦後行なわれた農地改革は、第二次世界大戦の大きな犠牲の上に行なわれたわが国民主化の一環として実施されたものであり、この農地改革はわが国の方向を定める基本政策の一つであつたのであります。しかし、歴代自民党政権は、この農地改革という大偉業による農村の民主化という理想を生かそうとせず、ただいたずらに農業の後継者さえもないといふ、いわゆる三ちゃん農業となり、旧地主の不信を招來したといふことがであります。私は、この際、農地

報償法案そのものが、歴代自民党政の農政の失敗を物語るものであると断ずるものであります。（拍手）

さらに、自民党は、この農地改革とともに農村において革新勢力が伸長しつつあることに対抗するため、旧地主と連携して、農村における保守勢力の温存をはからんとしたのであります。（拍手）この意味において、農地報償法案は、国民のための法案といふよりも、むしろ自民党的党利党略の法案なりといふことができるであります。（拍手）極言すれば、来たるべき参議院選挙に対する自民党的選挙対策ともいえる法案であると思うのであります。（拍手）われわれは、実質総額千五百億円に達せんとする血税を使うこのよだな法には断じて賛成するわけにはまいらないのであります。（拍手）

私は、本法案に反対する第二の理由といたましました旧自作農創設特別措置法に基づいて行なわれたものであり、農地改革の合憲性については、すでに昭和二十八年十二月の最高裁の判決では、すでに昭和二十二年に成立いたしました旧農地報償法案の不當性と違憲性を明らかにしたいと存するのであります。

すなわち、農地改革は昭和二十二年に成立いたしました旧農地報償法案の不當性と違憲性を明らかにしたいと存するのであります。

（拍手）

私は、本法案に反対する第三の理由は、他の理由であります。かく考えてまいりますと、本法案が不当であり、違法であるといふ点に、一点の疑いもないのであります。かくして、将来に大きな禍根を残すものであることは言をまたざるところであります。

私たちが本法案に反対する第三の理由は、他の戦争犠牲者との均衡の問題であります。

この農地報償法案制定の動きは、すでに十数年の歳月を経過いたしておるのであります。が、この問題が生じました一つの原因是、戦後のインフレ、さらにその後の物価の高騰であります。これ

は旧地主には、確かにその主張のとおり、あまりにも苛酷な経済現象ではあったであります。

しかし、このインフレ、物価高騰も、客観的に見ますならば、これは不可抗力的なものであり、そ

の影響はひとしく国民一般に及んだものであります。ならば、これは不可抗力的なものであり、そ

して、決して旧地主にのみ起つた現象ではないのであります。（拍手）もちろん旧地主の中には、

農地改革の合憲性が実証されているにもかかわらず、いまここで旧地主に追加補償を行なうこと

は、それがいかなる名目でもってこれを行なおうとするを得ないのであります。（拍手）

（拍手）

さらに、この報償が支払われることによつて生ずる社会的効果と、国民の血税によつて支払われるという社会的犠牲とは、あまりにも均衡せず、

これは明らかに国費の乱費であり、国民に対する不當課税ともいふことができるであります。

（拍手）また、旧地主に対する報償は、あたかも旧地主たる地位ないし身分を理由とする差別待遇、または差別取り扱いにも該当する結果ともいい得るのであります。これは法のもとでの平等の原則といふ憲法の精神にも反する措置であるといわざるを得ないのであります。（拍手）

（拍手）

&lt;p





額を三万円から四万円に引き上げること。

(2) 支給対象者と生計を同じくする扶養義務者の所得による手当の支給制限の限度額をその扶養親族数に応じて緩和し、扶養親族が五人である場合の限度額六十五万四千円を七十一万六千円に引き上げること。

重度精神薄弱児扶養手当法の一部改正に関する事項

1 手当額の引き上げ

重度精神薄弱児一人につき月額一千円を一千二百円に引き上げること。

2 児童扶養手当法の改正と同様に支給制限の緩和をはかること。

四 施行期日

公布の日から施行すること。ただし、障害年金等の支給範囲の拡大は昭和四十年八月一日、年金額及び手当額の引上げは昭和四十年九月一日、公的年金と福祉年金との併給制限の緩和は昭和四十年十月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

国民年金、児童扶養手当及び重度精神薄弱児扶養手当について、福祉年金額及び手当額の引上げ、支給制限の緩和等をはかることは時宜に適するものと認め、本案は、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙の通り附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和四十年度一般会計予算(厚生省所管)に福利年金付費財源繰入として三百九十八億四千

四百九十四万一千円(改善分四十二億一千五百四十八万三千円)、児童扶養手当及び重度精神薄弱児手当として二十五億九千二百八十八万八千円(改善分二億一千八百十九万五千円)が計上されれている。

右報告する。

昭和四十年五月十三日

衆議院議長 船田 中殿  
社会労働委員長 松澤 雄藏

[別紙]

国民年金法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、国民年金制度の重要性にかんがみ左記事項につき速やかに実現するよう検討努力すること。

1 各年金の年金額を大幅に引き上げることとし、厚生年金の改正との均衡をはかること。

2 老齢年金、老齢福祉年金の支給開始年齢を引き下げるのこと。

3 福祉年金の給付制限を緩和すること。

4 年金額、保険料、給付要件、受給対象等すべての面において社会保障の精神に従つて改善すること。

5 右の実現のため大幅な国庫支出を行なうこと。

6 投出年金の積立金の運用については、被保險者の意向が十分反映できるよう配慮するとともに、被保険者の福祉のため運用する部分を拡充すること。

7 福祉年金、障害福祉年金ともに障害の等級範囲を厚生年金とあわせること。

8 保険料の免除を受けたものの年金給付についてはさらには優遇措置を講ずること。

9 投出年金について物価変動及び生活水準向上の二要件に対応する明確なスライド規定を設けること。

10 年金加入前の障害についても投出年金の支給対象とすること。

11 障害年金、障害福祉年金ともに障害の等級範囲を厚生年金とあわせること。

なお、国民年金の事務費については、実状に即し増額すること。

農地被買収者等に対する給付金の支給に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、戦後の農地改革によつて農地を買取られた者及びその遺族等に対し、その後の事情

等を考慮し、給付金を支給しようとするもので、その主なる内容は次のとおりである。

1 農地被買収者とは、旧自作農創設特別措置

き上げるとともに、その後の所得水準上昇にともないこれを引き上げる制度を確立すること。

2 被買農地の面積は、旧自作農創設特別措置法第十六条又は第二十八条の規定により農地については、いずれも、政令で定める割合を乗じて得た面積)を差し引き、田は十割、畠は六割として計算することとする。

3 給付金の額は、被買農地の面積が一反以上の者については、反当たり二万円とするが、その面積が一町をこえる場合には、この二万円を一定の割合(一町をこえ一町までは五割、二町をこえ三町までは三割、三町をこえる面積は一割)で遞減して計算し、その合計額が百万円をこえる場合は、百万円とすることとし、一反未満の者については一率に一万円とする。

4 給付金の支給を受けることができる者は、農地被買収者、昭和四十年三月三十一日以前に死亡した個人たる被買収者の遺族及び同日以前に解散した法人の一般承継人とする。

ただし、外国人及び外国法人、株式会社その他他の政令で定める法人その他の団体には給付金を支給しないこととする。

5 給付金は、有資格者が昭和四十二年二月三十一日までに、内閣総理大臣に対して請求したもののみに支給することとする。

6 給付金は、被買農地面積が一反以上の場合は十年、一反未満の場合には五年以内に償還する無利子の記名国債をもつて支給することとし、この国債は政令で定める場合を除

法第三条又は農地法施行法第二条の規定により農地を買取された者で、その面積が一畝以上のものをいうものとする。

2 被買農地の面積は、旧自作農創設特別措置法第十六条又は第二十八条の規定により農地については、いずれも、政令で定める割合を乗じて得た面積)を差し引き、田は十割、畠は六割として計算することとする。

3 被買農地の面積は、旧自作農創設特別措置法第十六条又は第二十八条の規定により農地については、いずれも、政令で定める割合を乗じて得た面積)を差し引き、田は十割、畠は六割として計算することとする。

4 偶者所得制限を廃止すること。

5 障害年金、障害福祉年金に関する配偶者並びに子につき加算制度を設けること。

6 内部障害の適用範囲をすべての疾病による障害に及ぼすこと。

7 福祉年金と他の公的年金との併給の限度額の不均衡を是正すること。

8 保険料の免除を受けたものの年金給付についてはさらには優遇措置を講ずること。

9 投出年金について物価変動及び生活水準向上の二要件に対応する明確なスライド規定を設けること。

10 年金加入前の障害についても投出年金の支給対象とすること。

11 障害年金、障害福祉年金ともに障害の等級範囲を厚生年金とあわせること。

なお、国民年金の事務費については、実状に即し増額すること。

12 給付金の支給を受けることができる者は、農地被買収者、昭和四十年三月三十一日以前に死亡した個人たる被買収者の遺族及び同日以前に解散した法人の一般承継人とする。

ただし、外国人及び外国法人、株式会社その他他の政令で定める法人その他の団体には給付金を支給しないこととする。

13 給付金は、有資格者が昭和四十二年二月三十一日までに、内閣総理大臣に対して請求したもののみに支給することとする。

14 給付金は、被買農地面積が一反以上の場合は十年、一反未満の場合には五年以内に償還する無利子の記名国債をもつて支給することとし、この国債は政令で定める場合を除

き、譲渡、担保権の設定その他の処分をする  
ことができないものとする。

7 給付金を受ける権利の認定等内閣総理大臣

に属する権限は、政令により、都道府県知事

等にその一部を委任することができる」とと  
する。

なお、国債の償還金の支払事務は郵政大臣  
が取り扱うことができる」ととする。

8 その他、給付金の支給を受けるべき遺族の

範囲及び順位、給付金についての所得税等の  
非課税、給付金を受ける権利の譲渡制限等給  
付金の支給に關し所要の事項を定めている。

9 施行期日は、昭和四十年四月一日としてい  
る。

二 議案の修正議決理由

本案は、農地改革における農地被買収者の貢  
献及びその受けた諸影響等にかんがみ、農地被  
買収者等に給付金を支給することは、妥当な措  
置と認めるが、「昭和四十年四月一日」としてい  
る施行期日は、すでにその期日を経過している  
ので、別紙のとおり修正議決すべきものと議決  
した次第である。

三 本案施行に要する経費

昭和四十年度一般会計歳出予算に給付金支給  
事務処理費として約四億八千六百八十八万円が  
計上されている。

なお、国債の交付総額は、約一千四百五十六  
億円の見込みである。

右報告する。

昭和四十年五月十三日

衆議院議長 船田 中殿  
内閣委員長 河本 錢夫

〔別紙〕

附 則

(小字及び  
は修正)

〔施行期日〕

(公布の日  
この法律は、昭和四十年四月一日から施行

する。  
し、昭和四十年四月一日から適用する。

明治二十九年三月三十日第三種郵便物認可

定価 一部 二十五円 (たゞ)良愛新社五十円 (配達料共)
發行所
東京都港区赤坂一丁目二番地 大藏省印刷局 電話 東京 五八二四四二一(大)